

令和2年3月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和2年3月19日(木) 午前9時00分～9時50分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	8番	井上	賀博
9番	岡野	孝文	10番	村井	孝彦
11番	中村	康男(会長)	12番	藤本	俊彦
13番	宮本	賢一	14番	猪熊	幸雄
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

#### 欠席委員

15番 國重 幸代

#### 傍聴推進委員

6番 中西 格

14番 濱崎 郷廣

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	飯尾	祐美

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	6件	田 畑	3,345 m <sup>2</sup> 3,560 m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	599 m <sup>2</sup> 857 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	4件	田 畑	405.61 m <sup>2</sup> 467 m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	m <sup>2</sup> 462 m <sup>2</sup>
第5号議案	農地改良に係る届出	1件	田 畑	1,562 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	24件	田 畑	27,018 m <sup>2</sup> 9,717 m <sup>2</sup>
第8号議案	坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議	2件	田 畑	985 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第1号	合意解約	4件	田 畑	3,496 1,058 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
報告第2号	坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況	1件	田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		46件	田 畑	37,410.61 m <sup>2</sup> 16,121 m <sup>2</sup>

## 令和2年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より3月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から追加議案の第8号議案まで、合計41件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、15番國重さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

おはようございます。本日は、農業委員の皆様はお忙しいところ定例会にご出席いただきありがとうございます。早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を17番梶野委員さんと18番大西委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、15番國重委員さん、16番穴吹委員さんと私で、3月18日（水）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」6件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積1353㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積317㎡外1筆 計1,021㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人と譲渡人との間で利用権設定中の農地を譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積909㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積476㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。

5番、・・・、面積43㎡外2筆 計2,175㎡【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が母親より贈与によって譲り受けるものであります。以前から高松市に居住している母親にかわって、申請地でピワや野菜を耕作していたということです。

6番、・・・、面積 971 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。譲受人は5番申請の譲受人の夫です。5番の申請面積計 2175 m<sup>2</sup>と6番の申請面積 971 m<sup>2</sup>を譲受人の世帯反別 178 m<sup>2</sup>に合計すると 3324 m<sup>2</sup>となり下限面積 3000 m<sup>2</sup>の要件を満たします。

本日の案件 6 件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 2 番について、もう一度説明してください。

書記 小作をしていた譲受人の方に売買にて所有権を移すものです。

木下委員 申請理由で経営規模の拡大と小作地の売買の違いを説明してください。

書記 貸借中の農地を売買する際は、小作地の売買としています。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」6 件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 件を議題に供します。

なお、第 2 号議案の 3 番については現地調査を実施しておりますので、16 番穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

穴吹委員 それでは、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」3 番の現地調査報告をさせていただきます。

3 番、・・・、面積 251 m<sup>2</sup>外 3 筆 計 857 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

坂出市立松山小学校から南に約 300m に位置します。

無断転用の有無 あり

転用目的 倉庫用地

申請理由 申請者は、平成 7 年頃より農業用倉庫及び簡易な物置用地として一部農地を利用していた。栽培野菜の種類の多様化等により既存の倉庫では手狭となり、新たな集荷用倉庫が必要となり新築を計画したこと及び、無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。3番につきましては、先ほどの穴吹委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積313㎡【議案読み上げ】

香川県立坂出商業高校から西に約500mに位置します。

無断転用の有無 あり

転用目的 貸駐車場

申請理由 申請者は、平成元年より近所の要望もあったため貸駐車場として造成しており、無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 都市計画により用途が第一種中高層住居地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

2番、・・・、面積89㎡外2筆 計286㎡【議案読み上げ】

八坂神社から東に約300mに位置します。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 申請者は、昭和55年頃より既存の進入路が狭いことから、自宅に至る進入路として造成しており、無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」3件につき

まして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、16番穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

穴吹委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積102㎡【議案読み上げ】

「山樋公民館」から南東に約200mに位置します。

無断転用の有無 無

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人の家には、親類が集まることがよくあります。現在の駐車スペースだけでは車の取り回しが悪く困っていたところ、申請地の管理に困っていた譲渡人と合意して、宅地拡張を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。ただいま穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

3番につきましては、先ほどの穴吹委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積59㎡【議案読み上げ】

香川大学教育学部附属特別支援学校から北へ約200mに位置。

無断転用の有無 あり

転用目的 宅地拡張

申請理由 譲受人は、昭和62年頃より土地所有者との合意のもとに、住宅の敷地の一部として一体利用しており、無断転用の解消を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

2番、・・・、面積467㎡【議案読み上げ】

坂出市立松山小学校から南西へ約600mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、太陽光発電事業を進めており、申請地は、日当たり等の条件

から採算が取れると判断し、太陽光発電設備を計画したところ、譲渡人と話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定書類の提出もある。

4番、・・・、面積218㎡外2筆 計244.61㎡【議案読み上げ】

県道城山川津線沿いにある川池の南西約300mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 敷地拡張

申請理由 譲受人は、申請地の西側へ昨年12月に太陽光発電設備を申請し、今年2月に許可を受けております。その太陽光発電設備には駐車場のスペースがありません。接道する農道は狭く、農道に車を駐車した場合には、近隣耕作者の迷惑となるため、定期管理用の駐車場として敷地拡張を計画したためです。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響

被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 申請地は、四国電力の鉄塔および河川に接しており、地形的に駐車場として有効利用できる面積は、実測約105㎡となっております。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 3番について、併用地と合計で500㎡を超えます。利用率はどうなりますか。

事務局長補佐 カーポートを設置予定であり、利用率30%を満たす予定です。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第4号議案については現地調査を実施しておりますので、16番穴吹委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。



穴吹委員                    それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。  
1番、・・・、面積462㎡【議案読み上げ】  
塩竈神社から南東に約300mで瀬戸中央自動車道の西側に位置します。  
申請理由 申請地は、被相続人が相続した昭和63年には既に荒廃しており、20年以上が経過して山林化し農地への再生が困難なため。  
申請理由についての証明 周辺の事情に詳しい地元の方の確認書の添付もあります。  
以上です。

会長職務代理                ありがとうございます。  
ただいま穴吹委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐                第4号議案「非農地証明願」につきましては、穴吹委員さんのご説明どおりです。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理                ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員                        【異議なし】の声あり

会長職務代理                特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続きまして、第5号議案「農地改良に係る届出」1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長補佐                それでは第5号議案「農地改良にかかる届出」についてご説明いたします。  
申請地、・・・、面積695㎡外1筆 計1,562㎡【議案読み上げ】  
届出内容 切土最大2.30m、盛土最大2.50m、土壤改良  
申請理由 申請地は、府中湖に架かる府中湖大橋から南東へ約600m、高松自動車道から北へ約100mに位置している。過去に稲作を行っていたが、イノシシの被害を受けることが多く、近年は休耕状態になっている。そこで、イノシシに対して忌避効果のあるニンニク畑への転作を考えた。粘性土の土壤を切り取り山土に変える土壤改良を行って、ニンニクを栽培するための農地改良の届出を行ったものである。  
期間が6ヶ月以内であり、工事を請け負う(術)工業との工事請負契約書の写しも添付済みである。但し、期間が6ヶ月を超えるようであれば、農地転用に切り替える必要がある旨、代理人に説明済みである。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理                ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

三木委員 農地改良届が必要な基準を説明してください。

事務局長補佐 このような、大規模な切土盛土がある場合に届出をいただいています。

三木委員 数値的な基準を後で示してください。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第5号議案「農地改良に係る届出」1件について、原案どおり受理し処理してまいります。  
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」24件についてご説明します。今月は新規に農地の貸借をする案件が10件、更新が1件、再設定が13件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が2件となっております。  
以上、農用地利用集積計画書24件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」24件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続きまして今月は農政部門の議案が追加議案として2件出ております。  
第8号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長 本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地からの除外申請が1件、用途区分の変更が1件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。  
計画変更の概要を追加議案の1ページに記載しており、2ページと5ページが総括表となっております。

(議案に基づき説明)

以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第8号議案の2番は木下委員さんが関係者となりますので第8号議案の2番の審議にあたって、木下委員さんの退室をお願いいたします。

まず第8号議案の1番について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 退室)

会長職務代理 次に第8号議案の2番について何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外申請2件について、除外はやむを得ないものとして、坂出市に回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件についてです。

事務局の説明を求めます。

書記 それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」1件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積915㎡外1筆 計1,804㎡【議案読み上げ】

2番、・・・、面積582㎡【議案読み上げ】

3番、・・・、面積476㎡【議案読み上げ】

4番、・・・、面積1692㎡【議案読み上げ】

以上、農地法第18条合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件について、なにかご質問はありませんか。

各委員 【なし】の声あり

会長職務代理 特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」4件を受理し、処理してまいります。

続いて報告第2号「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」について、事

務局の説明を求めます。

事務局長                    それでは、報告第2号「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」についてご説明いたします。追加議案の8ページをご覧ください。

(議案説明)

以上、「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」についての説明です。

会長職務代理            ただいま事務局より説明がありましたが、報告第2号「坂出市農業委員会委員の推薦および応募の状況」について、なにかご質問はありませんか。

松下委員                    締切が迫っていますが、定員に達していません。今後どうなりますか。

事務局長                    もし定員に足らなかった場合は追加募集となります。定員を上回った場合は選考委員会にて選考をすることになります。

会長職務代理            他に何かありませんか。

各委員                      【なし】の声あり

会長職務代理            特にご質問もないようですので、報告第2号については了承といたします。その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長補佐              先ほどの農地改良届について、追加の説明をさせていただきます。農地改良に係わる事務処理要領がありまして、農地の形質変更を伴う農地改良を行おうとするものは、農業委員会に届け出なければならないとあります。この事務処理要領の定義の中で、形質変更とは切土盛土等による土地の造成又は区画整理をいうとなっております。何センチ以上であれば必要との表現ではありませんので、周辺農地への影響等を考慮して判断するものと考えられます。

会長職務代理            事務局の説明がありましたが、何かありますか。

各委員                      【なし】の声あり

会長職務代理            その他事務局で何かありますか。

事務局長                    (事務局からの連絡事項等)  
※新型コロナウイルスの対応について

会長職務代理            それでは、これもちまして3月の定例会を閉会致します。長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時50分終了

令和2年3月19日